



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
764号 2019年6月25日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

幼保無償化 A

年収600万円世帯へ拡大を

6月定例会一般質問 ①-A

杉森議員は6月20日、牛久市議会6月定例会で、①幼保無償化、②高等教育無償化、③職員採用における年齢制限の撤廃、について一般質問しました。今号では①のAを掲載します。

新潟・山形地震被災者に見舞

【杉森議員の質問】はじめに、一昨日、6月18日午後10時22分ごろに、山形県沖の深さ約14kmを震源として、マグニチュード6.7、震度6強の新潟・山形地震が発生しました。被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

同時に、日本全国で地震が多発している中で、原発を再稼働させている安倍政権と電力会社、とりわけ最も身近で、事故の際に最も被害が大きくなると言われる東海第2原発の再稼働を強行しようとしている日本原子力発電と、それを後押ししている東京電力の妄動に、怒りを禁じ得ません。

消費税増税に反対

本年5月11日に「幼保無償化法案」と「高等教育無償化法案」が国会で成立しました。どちらも10月の消費税増税が前提です。私はもちろん、所得の低い人ほど税の負担率が重くなる消費税に、そしてその増税に反対です。消費増税そのものの問題点については別の機会に質問するとして、二つの無償化の内容について市民から様々な疑問が寄せられていますので、まず、改正子ども・子育て支援法によって本年10月から始まる、「幼保無償化」について質問いたします。

池辺前市長時代の指名外し 損害1千万円の判決

牛久市長選で池辺勝幸前市長の対立候補を応援したことから、同市発注工事の指名競争入札から外されたなどとして、市内の土木関係の3業者が市に総額6千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が19日、水戸地裁土浦支部であった。針塚遵裁判長は「3社を指名しなかったことを相当とする事情は認められない」として、市に計約1千万円の支払いを命じた。

判決などによると、3社はそれぞれ池辺前市長を選挙で支援しなかった時期を境に、4年または10年にわたって、指名を受けなくなったり、指名される件数が少なくなったりした。

針塚裁判長は「過小な事柄をもって3社に対して不相当な期間、指名をしなかったと判断せざるを得ない」と指摘。「指名しなかったことは裁量の範囲を超えた扱いとして違法となる」と結論付けた。

原告の細谷造園の細谷和之さんは「意に沿った判決が下されほっとしている。今後、市は公平公正を心掛けて指名競争入札をやってもらいたい」と話した。（茨城新聞6/20）

0～2歳児は非課税世帯のみ

報道によれば、3歳児～5歳児は原則全世帯ですが、0歳児～2歳児は住民税非課税の世帯を対象に認可保育所や認定こども園、幼稚園などの利用料を無料にするとのことで、

全国で約300万人が対象になると言われています。そこで、牛久市における対象者数、すなわち3歳児～5歳児と、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の数、そして対象にならない住民税課税世帯の0歳児～2歳児の数はどのくらいになるのか、お聞きいたします。

対象児童は市内で2,858人

【保健福祉部次長の答弁】牛久市の保育施設や幼稚園を現在利用していて、無償化の対象となる3歳から5歳の児童数は、保育施設が1,113人、幼稚園が1,111人、合計2,224人です。また、保育施設利用の0歳から2歳の非課税世帯の子どもについても無償化の対象となり、39人おります。0歳から2歳で無償化の対象とならない子どもは634人です。

非対象634人への対応策は？

【杉森議員の質問】0歳児～2歳児でも、住民税課税世帯は対象になりません。住民税課税世帯は年収270万円以上といわれていますが、年収270万円ではどんな生活が可能でしょうか。周知の通り、年収300万円は「結婚の壁」と言われています。300万円以下だと、結婚も異性との交際も難しいと言われているのです。まして、その270万円は夫婦そして子どももいる世帯です。そのような世帯の子を補助の対象から外すというのは、いかにも理不尽ではないでしょうか。茨城県では多子世帯保育料軽減事業として、2019年より世帯年収に関わらず、第3子以降の3歳未満児の保育料は無料になりました。さらに第1子、第2子の3歳未満児についても、せめて年収600万円までの世帯は補助の対象とすべきではないでしょうか。この点に関し、市としては、どのような対応を考えているのか、伺います。

【保健福祉部次長の答弁】幼児教育の段階的無償化策において、世帯年収360万円未満の世帯で、ひとり親世帯や障がい者のいる世帯の3人目以降の子どもについては既に無償となっており、該当児童は22人。さらに茨城県の補助を加えると129人が対象となります。これらの活用を検討していきます。

除染土を盛り土材に？

除染土再利用 NO!

東電がひきとれ

京都大学原子力研究所研究員 **今中 哲二**

私は原発事故直後より飯館村を中心に定期的に放射能汚染調査を行っている。除染に伴って仮置き場に大量に積み上がっていくフレコンバッグについては、いずれ中間貯蔵施設に運び込まれると聞いていた。

ところが、昨年初め「再利用」という名の下に、長泥地区の田畑の盛土材として用いる計画を知り驚いた。

そもそも福島第1原発事故による周辺地域の汚染物は、原子炉等規制法に基づく「核燃料によって汚染された物」に該当し、その処理・処分については、汚染発生者である東京電力に責任がある。



汚染の規模が広大・甚大であるため、政府が関与せざるを得ないのは理解できるが、除去土壌を

田畑に埋め込んでしまうのは当初の約束違反である。フレコンバッグは、福島第2原発も含め、まず東電が所有する敷地内にて処分すべきであり、それがかなわなければ中間貯蔵施設で保管すべきものである。

中間貯蔵施設ができたとき、「30年以内に福島県外で終処分を完了する」と定められていることを知り、私は仰天した。福島県外の終処分地が30年で見つかるとは思えない。また「40年で廃炉」というロードマップも「うまくすれば40年でデブリを取り出せる」という希望的なものであり、仮にデブリが取り出せたとしても、壊れた原発が更地になっているようなことはあり得ない。

福島第1原発、第2原発、その他東電所有地を終処分場とし、廃炉問題、汚染水問題を合わせて、100年、200年先を見込んだ総合的なロードマップが必要である。